

主な「受検の手引」販売先一覧表		
名 称	所 在 地	電 話 番 号
一般社団法人 日本建設機械施工協会 試 験 部	〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8	03-3433-1575
※同 施工技術総合研究所	〒417-0801 静岡県富士市大淵3154	0545-35-0212
同 北 海 道 支 部	〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 2-8 さつげんビル 5F	011-231-4428
同 東 北 支 部	〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-4-18 太陽生命仙台北町ビル 5F	022-222-3915
同 北 陸 支 部	〒950-0965 新潟市中央区新光町 6-1 興和ビル 9F	025-280-0128
同 中 部 支 部	〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-17-10 三愛ビル 5F	052-962-2394
同 関 西 支 部	〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4 谷町スリースリーズビル 8F	06-6941-8845
同 中 国 支 部	〒730-0013 広島市中区八丁堀 12-22 築地ビル 4F	082-221-6841
同 四 国 支 部	〒760-0066 高松市福岡町 3-11-22 建設クリエイトビル 4F	087-821-8074
同 九 州 支 部	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-4-30 いわきビル 2F	092-436-3322
一般社団法人 沖縄しまたて協会	〒901-2122 浦添市字勢理客 4-18-1 トヨタマイカーセンター4F	098-879-2097
※同 北 部 支 所	〒905-1152 名護市字伊差川 24-1	0980-53-1555

※を除き、郵便販売もしています。

令和 2 年度 2 級建設機械施工技術検定試験（実地試験2回目）	
受 検 の 手 引	
発行 一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部	
〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8	
TEL 03-3433-1575（平日9:30～12:00/13:00～17:30）	
FAX 03-3433-0401 URL https://jcmanet-shiken.jp/	

「受検の手引・申込用紙」共で 1 部500円（郵送で請求のときは送料共で 1 部750円）
落丁、乱丁はお取替えいたします。（不許複製）

（建設業法に基づく建設機械施工技士になるための国家試験）

令和2年度 2級建設機械施工技術検定試験

【実地試験（2回目）】^{注1)}

受 検 の 手 引

受付期間	令和2年2月14日(金)～ 3月31日(火) ※締切日「3月31日(火)」の消印まで有効
------	---

実地試験日	令和2年8月下旬～ 9月中旬				
実地試験地	石 狩 市	仙 台 市	下都賀郡	秩 父 市	小 松 市
	富 士 市	刈 谷 市	明 石 市	小 野 市	広 島 市
	善通寺市	糟 屋 郡	国 頭 郡		

※実地試験地は、都合により変更する場合があります。

【この手引が届いた方へ】

- ・この手引が届いた方は、[実地試験\(2回目\)](#)の受検者です。
- ・この手引は、令和元年度の実地試験(1回目)が不合格となり、令和2年度に学科試験を免除され2回目の実地試験を受検する資格のある該当者へ、当協会より直接送付しています。
(令和元年度の実地試験が2回目であった場合は、速やかに当協会に申し出てください。)

令和元年度に「学科試験・実地試験」または「実地試験(1回目)」の申し込みをした者(受験手数料の払込をした者)のうち、次の①・②いずれかに該当する者は、「実地試験(1回目)」を受検したとみなされ、「実地試験(2回目)」の受検該当者となります。

①試験当日に欠席した者

②所定の期間内に受検の中止手続きを行わなかった者

- 注1)** この手引を最後までよく読み、受検の申込をしてください。
- 注2)** 当協会とよく似た名称を用い、あたかも国家資格につながる業務を扱っている団体であるかのように勧誘し、申込手続きの代行等を行っている業者がありますが、当協会とは全く関係ありません。
当協会は代行機関は一切設置しておりません。また、受検に関連する講習会も行っておりません。
- 注3)** 受検申込の書類を提出した後は、記入した内容(受検種別等)の変更はできません。

国土交通大臣指定試験機関

 一般社団法人 日本建設機械施工協会

【この手引は、申込書提出後も必要になりますので、大切に保管してください。】

はじめに

建設機械施工技術検定試験は、建設工事の機械化施工に従事する技術者の技術の向上を図ることを目的に、建設業法第 27 条に基く国土交通大臣の指定する機関として、一般社団法人日本建設機械施工協会が実施するものです。

平成 27 年 12 月 26 日付けの建設業法施行令の一部改正により、17 歳以上になる者であれば、実務経験がなくても学科試験までは受検できることになり、学科試験の合格者は、学歴に応じた実務経験を満たした後に実地試験を受検することができるようになりました。

実地試験に合格し、所定の手続きを行うことで国土交通大臣から技術検定合格証明書が交付され、「2 級建設機械施工技士」と称することが認められるとともに、建設業法に定められた一般建設業の許可要件である営業所における「専任技術者」及び工事現場における「主任技術者」となることが認められます。

なお、実地試験の受検は、学科試験（平成 28 年度以降の試験に限る。）に合格した年度から 12 年以内（合格年度を含む）に実施される実地試験に限られます。また、この 12 年間であれば、翌年度の実地試験に限り学科免除受検者として実地試験を受検できます。

注）1. 本「受検の手引」では、建設業法施行令、同規則に定められている文言については、「受検資格」「受検票」「受験希望地」等の文言を使用しています。

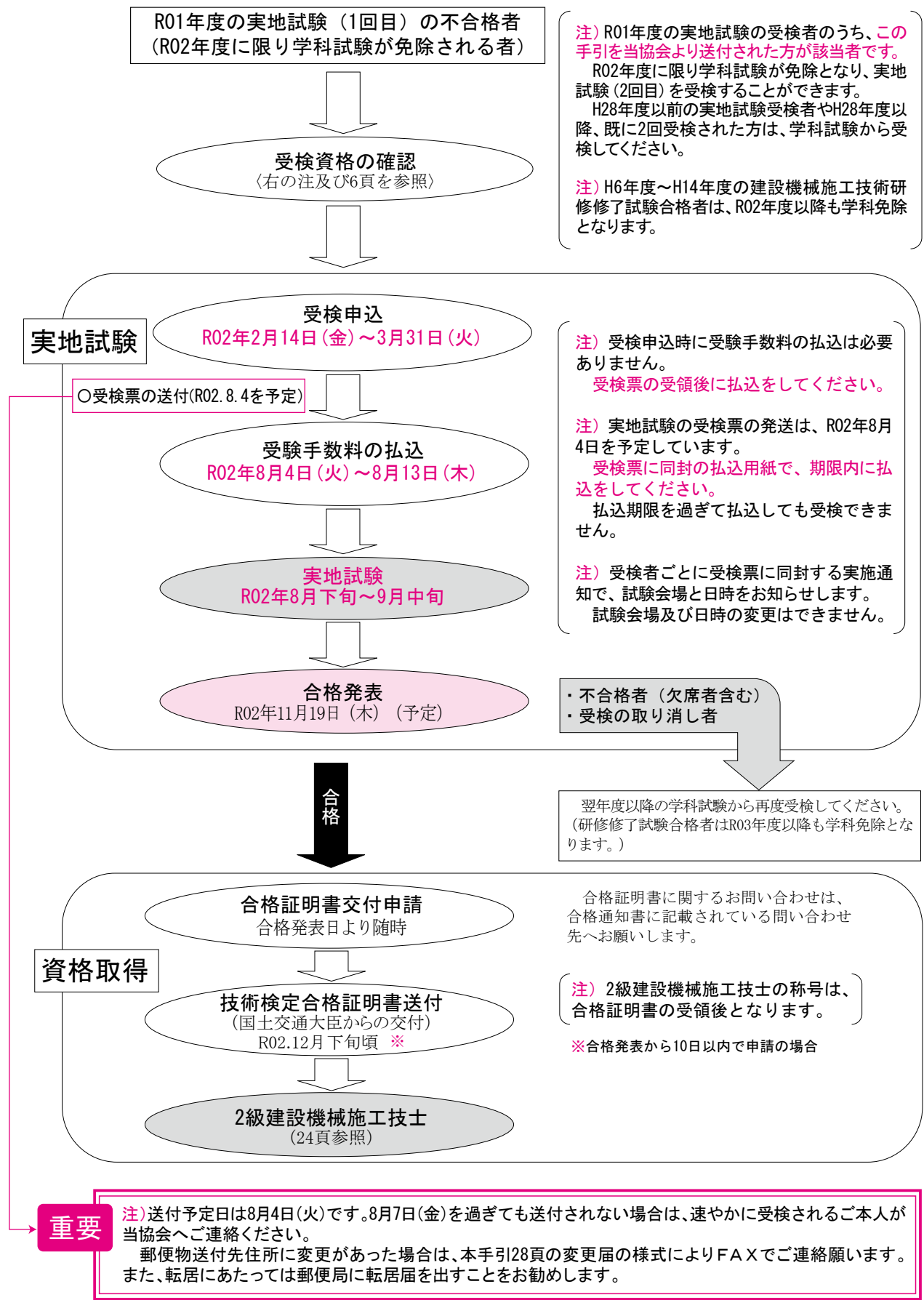
2. 受験手数料と合格証明書交付手数料は建設業法施行令により定められた額となっております。

目次

2 級建設機械施工技士の資格取得まで	3
1. 受検対象者と申込みに必要な書類	5
2. 試験の方法及び内容	7
3. 試験の日時及び試験地等	8
4. 受験手数料	8
5. 受検申込みについて	9
6. 住所変更等について	10
7. 受験地変更について	10
8. 受検の取消しについて	10
9. 実地試験にあたっての注意	10
10. 合格発表及び通知	11
11. 技術検定の合格証明書交付申請手続きについて	12
12. 「2 級建設機械施工技士」の処遇等	12
13. 不正行為に対する措置	12
14. 個人情報について	12
15. 申込書類の作成方法（記入例）	14
16. よくある質問	21
17. 参考（建設業法による技術者制度等、建設機械施工技士の処遇）	23
○ 郵便物送付先住所・氏名・本籍・受験地・その他変更届	28
○ おしらせ（令和 3 年度からの技術検定試験について）	29

2級建設機械施工技士の資格取得まで 注)月日まで記載の事項については、実施の都合上変更する場合があります。

・平成28年度以降の学科試験合格者は、合格年度を含む12年以内であれば連続する2回の実地試験が受検できます。



◎受検申込～試験～合格発表、合格証明書交付申請までのスケジュール【2級実地試験（2回目）】

受検申込の受付期間		令和2年2月14日（金）～ 3月31日（火）	最終日の消印があるものまで有効 【手引P9】
実地試験	受検票発送	令和2年8月4日（火）（予定）	8月7日（金）までに届かない場合は、当協会試験部まで連絡 【手引P9】
	受験手数料の払込期間	令和2年8月4日（火）～ 8月13日（木）	振込用紙は、実地試験の受検票の綴りと一体【手引P8】
	受験地変更	令和2年8月11日（火）まで	転勤等で居住地が変わる者に限り受付 【手引P10】
	受検の取り消し	令和2年8月13日（木）まで	書面により当協会試験部まで申し出る 【手引P10】
	試験日	令和2年8月下旬～9月中旬	指定した集合日時に来場、受付 【手引P8】
	合格発表 合格通知	令和2年11月19日（木）（予定）	11月27日（金）までに届かない場合は、当協会試験部まで連絡 【手引P11】
合格証明書交付申請		合格発表日より随時受付	【手引P12】

2 級建設機械施工技術検定（実地試験（2 回目））

1. 受検対象者と申込みに必要な書類

(1) 受検対象者

- 学科試験に合格後、令和元年度に 1 回目となる実地試験を受検し不合格となった者（注 1）が受検対象者です。
- 受検対象者は、令和元年度と同じ種別を令和 2 年度に受検する場合に限り学科試験が免除となり、実地試験（2 回目）を受検できます。
- 受検対象者へは、当協会より、この「【実地試験（2 回目）】受検の手引」を送付しておりますので、それ以外の者は対象となりません。（注 2）
- 令和元年度に受検した種別と合わせ、他の種別も受検しようとする場合は、当協会へご相談ください。

（注 1）本手引 6 頁の（3）受検資格に記載する①および②に該当する者となります。

（注 2）対象者へは、令和元年度の受検の際に登録いただいた「郵便物等送付先住所（所定の手続きで変更された場合を含む）」あてに郵送し、郵便局から返送のないことをもって、対象者へのご案内事務が完了したものとします。

(2) 申込みに必要な書類

令和元年度の実地試験（1 回目）の受検に際し提出した書類の一部が省略できます。実地試験（2 回目）の受検に必要な書類は下記①～④です。書類に不足や不備があると受検できませんので、14 頁以降の記載例を参照し適切な書類を作成のうえ提出してください。

① 受検申請書類（2 枚）

- ・2 級技術検定受検申請書【A 票】
- ・履歴票【A 票】
- ・2 級技術検定合格証明書交付申請書【B 票】
- ・2 級技術検定試験全部免除申請書【B 票】
- ・写真票 1 枚

1 枚

② 受検申込書（1 枚）

- ・2 級建設機械施工技術検定受検申込書【D 票】（コンピュータ入力票）
- 注）令和元年度の実地試験不合格通知書の原本またはコピーを貼付（全面のり付け）してください
- （H6 ～ H14 に実施した建設機械施工技術研修修了試験合格者は不要です。）

③ パスポート用カラー証明写真（1 枚）

写真店で撮影した明るさやコントラストが適切で鮮明なカラー証明写真

①縦 4.5cm ×横 3.5cm のパスポート用のもの

②申請時から 6 ヶ月以内に撮影した、カラー、フチなし

③無背景、無帽で正面を向いたもの（概ね肩から上）

○以下の写真は使用できません。

- ・自前のデジタルカメラ等で撮影したもの
- ・背景（壁・窓・カーテン等）があるものや背景と服の色が同じもの
- ・スナップ写真や普通紙にプリントしたもの、インクの色がにじんでいるもの
- ・前髪、メガネのフレームが目にかかっているものや照明が反射しているもの

- ・サングラス、色の入ったレンズ、帽子等を着用したもの
- ・写真の人物像の頭頂部から顎までの長さが 3 センチ以下のもの

○写真の裏に、氏名・受検する級・受験希望地を記入してください。

○写真貼付欄にはがれないように全面のり付けしてください。

（セロテープ使用不可。写真に傷や汚れがつかないように注意してください。）

※合格証明書の写真は、写真票の写真を転写します。不適切な場合は再度提出していただきます。（適切な写真が提出されないと、受検できない場合があります）

④ 本籍地記載の住民票（1 枚）※申請時から 6 ヶ月以内に取得したマイナンバーの記載がないもので、交付日が記載されているもの（コピー不可）

住民票の氏名や本籍が、今までの受検申込みですでに提出した卒業証明書等の書類と異なる場合は、住民票のほかに戸籍抄本も提出してください。

(3) 受検資格

1) 令和元年度の実地試験（1 回目）を不合格となった者

2 級建設機械施工技術検定の実地試験（2 回目）を受検できる者は、令和元年度に「学科試験・実地試験」または「実地試験（1 回目）」の受検を申込みした者のうち、次のいずれかに該当する者に限ります。また、前年度と同じ種別で受検する場合に限られます。

①実地試験を受検し、不合格となった者

②実地試験の受検を申込み、欠席した者（注 1）

なお、実地試験の受検の取り消し手続きを行った者（注 2）は、実地試験（1 回目）からの受検となります。

（注 1）欠席した者とは、受検手数料の支払を行い申込みが受理された者で、所定の受検の取り消し手続きをせず欠席をした者（受検手数料の払い戻しを受けていない者）をいい、不合格者として扱われますが、不合格通知は送付されません。

（注 2）学科試験に合格後、1 回目となる実地試験を申込み、期限内に受検の取り消し手続きをされた方、受検手数料が未納または期限後に払い込んだため申込みが不受理となった者については、実地試験（1 回目）からの受検となります。ただし、平成 28 年度以降の学科試験合格者で、合格年度を含む 12 年以内の受検に限ります。

《欠席者について》

※実地試験を当日欠席した者は、その試験を 1 回受検したことになります。実地試験（1 回目）の欠席者は、翌年度の実地試験に限り学科試験が免除され実地試験（2 回目）を受検できますが、実地試験（2 回目）を欠席した場合は、翌年度以降の学科試験は免除されないため、学科試験から受検する必要があります。

《受検の取消者について》

※実地試験（1 回目）の受検を取消した者は、学科試験の合格年度から 12 年以内であれば、あらためて実地試験（1 回目）から受検することができますが、実地試験（2 回目）の受検を取消した者は、翌年度以降の学科試験は免除されないため、学科試験から受検する必要があります。

2) 建設機械施工技術研修修了試験の合格者

平成 6 年度から平成 14 年度まで当協会で実施した建設機械施工技術研修の修了試験の合格者（以下、「研修修了受検者」という）は、合格した同一の種別について学科試験が免除され、実地試験のみを受検することができます。

2. 試験の方法及び内容

令和元年度の実地試験で不合格となった種別について、受検種別ごとに、所定のコース内での操作施工による試験を行います。

令和元年度の実地試験の種別に加え他の種別も新規に受検する場合は、当協会までご相談ください。

試験区分	試験科目	試験基準
第1種	トラクター系建設機械操作施工法	1. トラクター系建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. トラクター系建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. トラクター系建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第2種	ショベル系建設機械操作施工法	1. ショベル系建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. ショベル系建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. ショベル系建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第3種	モーター・グレーダー操作施工法	1. モーター・グレーダーの操作を正確に行う能力を有すること。 2. モーター・グレーダーの点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. モーター・グレーダーによる建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第4種	締め固め建設機械操作施工法	1. 締め固め建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. 締め固め建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. 締め固め建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第5種	ほ装用建設機械操作施工法	1. ほ装用建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. ほ装用建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. ほ装用建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第6種	基礎工事用建設機械操作施工法	1. 基礎工事用建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. 基礎工事用建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. 基礎工事用建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。

なお、実地試験で使用する予定の建設機械は、次のとおりです。

種別	試験科目	使用機械	規格
第1種	トラクター系建設機械操作施工法	ブルドーザー	6～12 t 級
※第2種	ショベル系建設機械操作施工法	油圧ショベル〔バックハウ〕	山積み0.28～0.45m ³ 級
第3種	モーター・グレーダー操作施工法	モーター・グレーダー	3.1m級
第4種	締め固め建設機械操作施工法	ロード・ローラー	10～12 t 級
第5種	ほ装用建設機械操作施工法	アスファルト・フィニッシャー	ほ装幅 2.5～4.5m級
第6種	基礎工事用建設機械操作施工法	アースオーガー	杭打機 40～50 t 吊級

※第2種(ショベル系建設機械操作施工法)については、「JIS規格の操作方式左操作レバー横旋回方式」で試験を行います。

3. 試験の日時及び試験地等

(1) 試験の日時

試験区分	日 時
実地試験	令和2年8月下旬～9月中旬までのあらかじめ指定した日時 ※実施通知書に同封する実地試験実施案内書で指定する日時となります。 指定日時及び試験会場の変更はできません。

(2) 実地試験の試験地及び実施種別（予定）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	石(北海 狩市道	仙(宮城 台市	下(栃木 都賀郡	秩(埼玉 父市	小(石川 松市	富(静岡 土市	刈(愛知 谷市	明(兵庫 石市	小(兵庫 野市	広(広島 島市	善(香川 通市	糟(福岡 屋郡	国(沖縄 頭郡
トラクター系建設機械 （第1種）	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
ショベル系建設機械 （第2種）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
モーター・グレーダー （第3種）	○	○		○	○					○	○	○	
締め固め建設機械 （第4種）	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
ほ装用建設機械 （第5種）	○			○			○						
基礎工事用建設機械 （第6種）						○		○					

注) 1 ○印が該当種別の実地試験を行う試験地です。空欄の地域では、該当種別の実地試験は行いません。

注) 2 試験会場の規模と受検者数により、申込の希望受験地とならない場合があります。また、同じ会社の方と一緒に受検する場合でも、会場及び日時は異なる場合がありますので、必ずご自身あての通知により確認してください。

4. 受験手数料

1つの種別を受検	21,600円	※3つ以上の種別を受検する場合は、1つの種別につき21,600円を加えた金額となります。
2つの種別を受検	43,200円	

※実地試験受験手数料の払込取扱票は、受検票とともに8月4日(火)（予定）に発送します。

令和2年8月13日(木)までに郵便局窓口で払込みをしてください。

郵便局（ゆうちょ銀行）窓口の郵便振替による受験手数料払い込み受付は、午後4時までとなっています。また、郵便取扱業務については、各郵便局で営業時間が異なりますので注意してください。なお、インターネットや電信振替での受験手数料の払込みは受付しません。

※実地試験の受検申請手続きは、受験手数料の払込みをもって完了となります。払込期日を過ぎたの払込みや未払いの受検者は申込み手続きが不受理となり受検することができません。期日を過ぎた払込者へは、試験事務手数料を差し引いたうえで、10月中旬頃に郵便物送付先へ現金書留にて返金します。

※受検の取消しを行う場合は、10頁の「8. 受検の取消しについて」を参照ください。

※受検の取消手続きをすることなく試験当日に欠席した場合は、受験手数料は返金しません。取消手続きの期限を過ぎた場合も欠席扱いとなり受験手数料は返金しません。

※実地試験は、学科試験の合格者の状況を勘案し日程を確定する必要があるため、実施通知は学科試験の合格発表後となり、実地受験手数料の払込期間が短くなっております。受検者の皆様には、スケジュール管理にご留意いただくようお願いします。

5. 受検申込みについて

(1) 受検申込みの受付期間

令和2年2月14日（金）～3月31日（火）

※当日の消印まで有効ですが、料金別納や後納による消印のない簡易書留の場合は、令和2年3月31日必着とし、期日を過ぎた受検申込みは受付しません。

(2) 提出先

〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8
一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部

(3) 受検申込方法と注意事項

- ① 申込書類は、必要な書類すべてに**必要事項を記載のうえ一括同封により郵送**してください。必要書類の不足及び記入漏れや誤記など書類に不備がある場合は、受検できないことがありますので、十分に確認し申請してください。
- ② 申込書類一式を指定の申込み用封筒（薄ピンク色）に入れ、**必ず郵便局の窓口で簡易書留として、郵送**してください（ポストへは投函しないでください）。
※受検者ごとに個別の封筒で申込をしてください。同じ会社であっても、複数の受検者による一括の申込は受付しません。また、直接持参や宅配便等と利用した申込も受付しません。
- ③ **令和2年3月31日（火）の消印までの**申込みが有効となります（消印がないものは3月31日必着）。**受付期間を過ぎた申込みは受付しません。**
- ④ **申込書類の到着確認**は、簡易書留郵便発送時に郵便局で渡される「書留・特定記録郵便物等受領証」に記載の「お問合せ番号」により、**日本郵便のホームページ等で確認**してください。**当協会への問合せでは確認できません。**
- ⑤ 実地試験の受験手数料は、払込取扱票（受検票と一枚綴り）が送付される令和2年8月4日（火）から令和2年8月13日（木）までに、8頁の「4. 受験手数料」により払込みを行ってください。**受検申込み時は払い込まないでください。**
- ⑥ 受験手数料の払込み後の「払込金受領証（お客様用）」は領収証に代わるものとなりますので、紛失しないように保管してください。※当協会から領収証の発行はいたしません。
- ⑦ 受検申込後に受検を取り消す場合は、10頁の「8. 受検の取り消しについて」による取消を行ってください。受検の取り消し手続きをすることなく試験当日に欠席した場合は、受験手数料は返金しません。
また、取り消し手続きの期限を過ぎた場合も欠席扱いとなり、受験手数料は返金しません。
- ⑧ 申込書類は返却しません。申込書類は、当協会の規定による保存期間経過後速やかに溶解処分いたします。

※令和2年度に3つ以上の種別を申込む受検者は、事前に当協会までお問い合わせください。

(4) 受検票の送付

受検票は、他の書類（受検票と1枚綴りの「実施通知書」及び「払込取扱票」と、試験会場及び日時を指定した「実地試験実施案内書」）とともに、8月4日(火)に発送を予定しています。

令和2年8月7日(金)までに送付がない場合は、必ず受検されるご本人が当協会まで連絡してください。また、受検票が届いても、受験手数料の払込手続きが完了しないと受検できません。受験手数料は、必ず令和2年8月13日（木）までに払込みをしてください。

6. 住所変更等について

郵便物送付先住所等に変更が生じた場合は、本手引28頁の変更届をコピーし、必要事項を記入のうえ当協会あてに送付してください。

氏名及び本籍の変更は、戸籍抄本を同封のうえ簡易書留郵便にて送付してください。受験地変更については、下記の7項によるものとします。その他の変更届については、FAXによる送付としますが、送付後に必ず電話をして当協会で受理したことを確認してください。

7. 受験地変更について

受験地の変更は原則としてできません。ただし、転勤や転職等により**居住地が変わる等のやむを得ない理由により受験地変更を希望される場合は、令和2年8月11日(火)までに、下記①～③の書類**を同封のうえ簡易書留郵便またはFAXにより**当協会あてに送付してください。**なお、FAXによる場合は必ず事前に電話連絡したうえで送付してください。また、送付後も当協会です受理したことを確認してください。

- ① 変更届（本手引28頁の書式をコピーしご利用ください。）
- ② 受検票のコピー（到着していない場合は不要です。）
- ③ 変更理由を証明するもの（転居先の住民票の写し、その他転居を伴う異動を証明するもの）

※出張及び旅行等は転居を伴う異動に含みません。

なお、試験会場の都合により受験地変更ができない場合もあります。受験地変更の可否については、当協会から受検者に連絡します。上記期日を過ぎた変更届は受付しません。

8. 受検の取消しについて

受検を取消す場合は、**令和2年8月13日(木)までに文書により当協会あてに申し出てください。**当協会へご連絡いただければ、手続方法及び返金方法についてご説明いたします。

受検の取消しを申し出た受検者については、受験手数料から試験事務手数料を差し引いたうえで10月中旬頃に受験手数料を返金します。上記期日を過ぎての受検の取消しはできません。事前の**受検取消しがなく受検しない場合は、「欠席」となり、受験手数料は返金いたしません。**また、欠席者には不合格の通知は送付しません。

9. 実地試験にあたっての注意

集合日時と試験会場については、実地試験実施案内書で確認してください。

実地試験実施案内書は、受検者ごとに送付しています。同じ会社に複数の受検者がいる場合であっても、受検者ごとに集合日時や試験会場が異なる場合があります。必ず受検者本人あての実地試験実施案内書で確認してください。

試験会場までの経路、交通機関及び所要時間等をあらかじめ確かめたうえで、遅刻しないよう時間に余裕を持って来場してください。

- (1) **当日に持参するもの**（忘れ物がないよう自宅を出る前にもう一度確認してください。）
 - 1) 受検票（紛失された場合は、(2)の2)を参照してください。）
 - 2) 実地試験実施案内書（紛失された場合は、(2)の3)を参照してください。）
 - 3) ヘルメット、作業服、安全靴（スニーカータイプのものでよい。）
 - 4) 写真付き身分証明書（運転免許証等）

(2) 試験場における注意

- 1) 試験当日は、実地試験実施案内書で指定した集合時刻までに来場し、受付を済ませてください。
試験日や集合時刻等は、受検者あての実地試験実施案内書で確認してください。
- 2) 受検票を紛失又は忘れた受検者は、受付で仮受検票の発行手続きをしてください。仮受検票の発行には、本人確認のための写真付きの身分証明書（免許証等）が必要です。
※受検票を紛失した場合の仮受検票は、受検後も大切に保管してください。
- 3) 受付では、当協会作成の名簿と受検票との照合を行います。名簿と照合できない受検者は受検できません。照合確認のため、受付で実地試験実施案内書の提示を求める場合がありますので、実地試験実施案内書は必ず持参してください。
案内書を紛失した場合は、事前に当協会へ連絡し、試験日時と試験会場について確認を受けたうえで来場してください。
- 4) その他の注意事項については、試験当日に試験会場において説明をします。

(3) 試験の中止及び試験時間の繰り下げについて

雨天でも試験は実施します。ただし、大規模災害等により試験を中止する場合及び試験時間の繰り下げを行う場合は、当協会ホームページでお知らせします。公共交通機関の遅延など不特定多数の受検生に影響があるような場合には、必ずご確認をお願いします。

10. 合格発表及び通知

(1) 合格発表予定（発表日が確定次第、当協会ホームページでお知らせします。）

- 1) 実地試験
令和2年11月19日（木）（予定）
- 2) 合格発表の方法と場所
下記の場所に合格者の受検番号を掲示します。
 - ① 一般社団法人 日本建設機械施工協会本部及び各支部
 - ② 国土交通省（各地方整備局、北海道開発局）
 - ③ 内閣府沖縄総合事務局
 - ④ 一般社団法人 沖縄しまて協会
 - ⑤ 一般社団法人 日本建設機械施工協会ホームページ <https://jcmnet-shiken.jp/>
 - ⑥ 官報公告

(2) 合否の通知

合格発表日に、**受検者あてに郵便物送付先住所へハガキで通知**します。上記(1)の**合格発表日から数日しても通知がない場合は、受検者本人から当協会へご連絡ください。**ただし、試験を欠席した受検者への不合格通知は送付いたしません。
合格者には、合格通知書と交付手数料納付書が1枚綴りとなったハガキで、欠席者を除く不合格者には、その旨を記載したハガキにより通知します。

(3) 合否等の問合せ

合否については、上記(1)及び(2)によりご確認ください。
合否及び採点に関するお問合せには一切応じられません。

11. 技術検定の合格証明書交付申請手続きについて

2級建設機械施工技士の国家資格を得るためには、本技術検定に合格した後、国土交通大臣あてに技術検定の合格証明書交付の申請手続きが必要です。

申請は、実地試験の合格通知書と1枚綴りになっている「交付手数料納付書」に、収入印紙2,200円（割印しないでください。）を貼り、受検番号、氏名、本籍地、生年月日に誤りがないことを確認し、合格通知書に記載した宛先へ簡易書留郵便で郵送してください。合格証明書（B5サイズの書面）は、申請者本人あてに申請受付順に順次送付される予定です。

合格証明書の交付申請手続きに関するお問い合わせは、合格通知書に記載されている問い合わせ先へお願いします。

12. 「2級建設機械施工技士」の処遇等

前項の手続きにより「2級建設機械施工技士」の国家資格を得ると、建設業法に基づく建設業の許可及び主任技術者に就くために必要な次の①～③に示す有資格者になることができます。ただし、対象となる業種は、土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業に限られます。

- ① 請負契約の適正な締結及びその履行を確保するため、「一般建設業」の許可を得る場合に必要な営業所ごとに置く専任の技術者になれます。
- ② 建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるため、工事現場ごとに設置される主任技術者になれます。
- ③ 公共性のある工作物に関する重要な工事で一定金額以上の工事現場においては、専任の主任技術者になれます。

上記の他に得られる資格については、24頁を参照してください。

13. 不正行為に対する措置

受検中の不正行為のほか、申請書・証明書の虚偽記載等の不正な手段による受検が明らかとなった場合は、本技術検定の受検の禁止又は合格の取消の措置を行います。この処分を受けた者は、3年以内の期間を定めて当該技術検定の受検を禁止される場合があります。

また、不正行為に関係した者は建設業法違反として罰則を受ける場合があるほか、不正の手段により取得した資格によって「建設業の許可」又は「経営事項審査」を受け若しくは「技術者を配置」したときは、建設業法違反となり罰則を受けることがあります。

14. 個人情報について

○当協会は、受検者の個人情報を尊重します。

○当協会は、受検申込の際に試験業務の遂行上必要な事項として氏名、生年月日、本籍、住所等の個人情報を収集します。これらの情報は、当協会及び国土交通省が技術検定を適切に遂行するために利用し、それ以外の目的では利用しません。

○受検者個人を特定する情報は、外部（国土交通省及び当該技術検定に係る業務の受託者を除く）に対して一切公表又は提供を行いません。

○外部から個人情報の公開提供の依頼があっても、当協会はその要請を拒否し、受検者の個人情報保護を遵守します。ただし、法令により開示しなければならないときは、個人情報を開示する場合があります。

○受検者から当協会に提出された申請書類は、当協会の規定による保存期間経過後速やかに溶解処分します。なお、受検者の受検番号、氏名、生年月日、合否の別及び写真票については、電子データにより当協会が試験事務を廃止するまで保存します。

○受検者情報及びそれに付随する情報を確実に管理し、データの流出を防止いたします。なお、当協会が提供を求めない個人情報（住民票に記載されたマイナンバー等）については、当協会が管理するデータの対象外とします。

15. 申込書類の作成方法

※誤って記入した箇所は、二重線を引いて、余白に必要事項を記入してください。訂正印は不要です。

(記 入 例)

申 込 書 類		書類No.	・ 2回目実地受検者 ・ 研修修了受検者	
			提出の有無	頁
A 票	2 級技術検定受検申請書	①	○	15
	履歴票	②	○	15
	履歴票	③	×	-
	2 級技術検定実務経験証明書	④	×	-
B 票	2 級技術検定合格証明書交付申請書	⑤	○	17
	2 級技術検定試験全部免除申請書	⑥	○	17
D 票	コンピュータ入力票 (2回目受検者記入用)	⑦	○	19
写真票 (表面)		⑧	○	18
写真票 (裏面)		⑨	○	18

注) ○印が提出する書類です。例に従って記入又は貼付をしてください。

※上記のほかにも、住民票を提出してください (6頁④参照)。

重 要

申込書類に記載する氏名、本籍、生年月日、現住所は、住民票のとおり記載してください。また、その後に当協会より送られる受検票や合格通知書に誤記がある場合は、速やかに当協会へ連絡し訂正を申し出てください。

「2回目実地受検者」「研修修了受検者」（6頁参照）の申込書類の作成方法（⑤⑥と写真票の記入例）

- 記入洩れ、誤記等がある場合、受検できませんので、受検申請者自身が正確に記入してください。
- 楷書により、ボールペン又は万年筆で書いてください（鉛筆及び消せる筆記具は使用しないでください）。
- 誤って記入した箇所は二重線を引いて、余白に必要事項を記入してください。訂正印は不要です。

B票

2級技術検定合格証明書交付申請書

2級の技術検定合格証明書の交付を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

国土交通省 地方整備局長 殿
北海道開発局長 殿
内閣府 沖縄総合事務局長

フリガナ タロウ

氏 名 梶原 太郎

本 籍 青 森 都・道 府・県

現 住 所 〒 〇〇〇 - ××××) 東 京 〇〇区△△3-5-8 (TEL. 03-〇〇〇〇-××××)

生 年 月 日 昭和 元 年 11 月 3 日生 (平成)

技術検定の種目 建設機械施工 第 1 種 及び 種 別 第 4 種

フリガナ タロウ

氏 名 梶原 太郎

日付は、記入の必要ありません。

⑤

※この交付申請書は、合格者が国土交通大臣あての申請時に使用するもので、あらかじめ記入しておいて頂くものです。

⑥

2級技術検定試験全部免除申請書

2級の技術検定の下記試験の全部の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿

番号 *

令和 2 年 3 月 17 日 申込日

フリガナ タロウ

氏 名 梶原太郎

生年月日・年齢 昭和 (平成) 元 年 11 月 3 日生・満 30 年 4 月

*免 除 番 号 東京 〇〇区△△3-5-8 都・道 府・県

受 検 種 目 建設機械施工

受検種別 第1種 第2種 第3種 第4種 第5種 第6種

免除を受けようとする試験 学科試験 実地試験 学科試験 実地試験 学科試験 実地試験

試験を受ける資格に直接関係のある試験、検定、免許

試験 若しくは検定に合格した年月日又は免許を受けた年月日 昭和 (平成) 30 年 8 月 2 日 令和 (平成) 00 年 00 月 00 日

2級建設機械施工技術研修修了試験

(注)：※印の欄は記入しないこと。
(注)：「受検種別」欄に、免除を受けようとする種別を○で囲み、「免除を受けようとする試験」欄の試験区分を○で囲む。

全部免除を受けようとする、2級学科試験合格種別を○で囲む。
試験区分は学科試験を○で囲む。

研修修了受検者は、免除資格となる試験名称欄に「2 級建設機械施工技術研修修了試験」と記入し、受検種別欄に合格した種別を記入してください。

写真票 表 ⑧

R02

条件

バスポート用カラー証明写真
写真店で撮影した明るさやコントラストが適切で鮮明なカラー証明写真
①縦4.5cm×横3.5cmのバスポート申請用のもの
②6ヶ月以内に撮影した、カラー、フチなしのもの（縦向きから上）
③無背景、無補正面を向いたもの（縦向きから上）
④直前のカメラで撮影したものは使用できません。受検する際、写真の裏に氏名、受検する希望受検地を記入してください。
⑤写真貼付欄にはおかないように（全面の付けはくしてください。）
※合格証明書の写真は、写真票の写真を転写します。不適切な写真は再提出していただき、再受検できない場合があります。詳しくは受検の手引15頁で確認ください。

R02

2 級 実地(2回目)

第1種 第2種 第3種 第4種 第5種 第6種

令和2年度技術検定 写真票

フリガナ タロウ

氏 名 梶原太郎

(頭部名：)

受 検 番 号 *

注) 必ず申請者本人が手書きで、ご署名ください。

出 欠 状 況 区 分 出・欠 実 地 第 第 第 第 第 第

3.5cm 4.5cm

(R02 年 3 月 17 日撮影)

注) この大きさ以外は無効。
※印は、記入しないこと。裏面にも記入箇所があります。

写真票 裏 ⑨

R02

フリガナ タロウ

氏 名 梶原 太郎

フリガナ 通称名

本 籍 都・道 府・県

生年月日 昭和 元 年 11 月 3 日生(満30歳) (平成)

現 住 所 〒 〇〇〇 - ×××× 東京 〇〇区△△3-5-8 都・道 府・県

TEL. 03-〇〇〇〇 - ××××

勤務先名 (株) 東京建設

〒 〇〇〇 - ××××

勤務先所在地 東京 〇〇区△△1-1-1 都・道 府・県

TEL. 03-〇〇〇〇 - ××××

撮影日を必ず記入してください。
(申請時から6ヵ月以内)

— 17 —

— 18 —

「2回目実地受検者」「研修修了受検者」（6頁参照）の申込書類の作成方法（⑦の記入例）

- 内は、必ず記入してください。
- 内は、該当する方が、記入してください。
- 記入洩れ、誤記等がある場合、受検できませんので、受検申請者自身が正確に記入してください。
- 楷書により、ボールペン又は万年筆で書いてください（鉛筆及び消せる筆記具は使用しないでください）。
- 誤って記入した箇所は二重線を引いて、余白に必要事項を記入してください。訂正印は不要です。

⑦ R02 2級 (実地2回目)

コンピュータ入力票

誤って記入した場合
記入した箇所に二重線を引き訂正してください。訂正印は不要です。

は全箇所必ず記入すること

D票

「2回目実地受検者」用
・「研修修了受検者」用

氏名印文字数に制限があるため、10文字を超える氏名の場合は、イニシャル等を使って10文字以内におさめてください。

希望受検地

希望する実地受検種別を
○で囲んでください。
(この例は2つの種別を受
検する場合の例です。)

希望する実地受検地に該
当する番号に○を付けて
ください。
実地試験受験地につい
ては8頁をご覧ください。

「2級学科試験のみ」合格
者は「合格年度と合格番
号」を記入してください。
(受検番号ではありません)。
※「2級 (学科試験・実地
試験)」の学科合格者は数
字の「2」から始まる6桁の
受検番号を記入してくだ
さい。

令和2年 03 月 17 日

申込日

一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿

整理番号

フリガナ

氏名

フリガナ

通称名

性別

生年

昭和

平成

日

本籍地

本人と連絡のとれる(携帯)電話/FAX

TEL.

090-0000-XXXX

FAX.

03-0000-XXXX

フリガナ

(旧)氏名

フリガナ

(旧)通称名

試験区分

学科免除受検者

②

郵便物
送付先
住所

〒

0000-XXXX-XX

東京都0000区△△△1-1-1

(株) 東京建設内

(会社の場合は会社名を必ず記入すること)

TEL.

03-0000-XXXX

氏名

梶原太郎

勤務先を記入する場合、株式会社→(株)、有限会社→(有)、会社名の後に(内)を付けてください。

この欄は、必ず手書きで記入してください。

婚姻等で前回の受検申請のときから氏名を変更された方は記入してください。

本籍地のコード番号に○を付けてください。

一桁の数字の場合、0(ゼロ)＋数字、記入例のように記入してください。

該当する番号に○を付けてください。

氏名は住民票に記載されているとおり記入してください。

2級建設機械施工技術検定(実地試験2回目)受検申込書

標記の検定を受検したいので下記のとおり申込みます。

希望受検地

希望する実地受検種別を○で囲んでください。
(この例は2つの種別を受検する場合の例です。)

希望する実地受検地に該当する番号に○を付けてください。
実地試験受験地については8頁をご覧ください。

「2級学科試験のみ」合格者は「合格年度と合格番号」を記入してください。
(受検番号ではありません)。
※「2級 (学科試験・実地試験)」の学科合格者は数字の「2」から始まる6桁の受検番号を記入してください。

令和2年 03 月 17 日

申込日

希望する実地受検種別を○で囲んでください。
(この例は2つの種別を受検する場合の例です。)

希望する実地受検地に該当する番号に○を付けてください。
実地試験受験地については8頁をご覧ください。

「2級学科試験のみ」合格者は「合格年度と合格番号」を記入してください。
(受検番号ではありません)。
※「2級 (学科試験・実地試験)」の学科合格者は数字の「2」から始まる6桁の受検番号を記入してください。

点線の枠内に、「1回目実地試験 (R01)の不合格通知」の原本またはコピーの宛名書きの面を切り取り、「氏名」・「受検番号」が写るようにはり付けてください。
(記入例は貼付した状態です。)

※研修修了受検者はハガキの貼付は不要です。

料金別納郵便

郵便はがき

親展

住所

〒0000-XXXX-XX
東京都0000区△△△1-1-1

東京建設内

氏名

梶原 太郎

殿

受検番号

225XXX

差出人

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8
機械振興会館
一般社団法人 日本建設機械施工協会試験部
TEL 03-3433-1575

— 20 —

16. よくある質問

2級

Q 申込する際は、締切日必着ですか？それとも消印有効ですか？

A 締切日（3月31日（火））の消印有効です。（個人別の簡易書留で郵便局窓口より郵送してください。）

Q 住民票は、本籍地記載のものが必要ですか？

A 本籍地の記載があり申請時から6ヶ月以内で、マイナンバーの記載がないものを提出してください。コピーは不可です。

Q 住民票、写真は、古いものでも良いですか？

A ・住民票は、申請時から6ヶ月以内のものを用意してください。コピーは不可です。
・写真は、申請時から6ヶ月以内に撮影したパスポート用証明写真(4.5cm×3.5cm、カラー、フチなし)を用意してください。

Q 受検申込書の記入に際して、誤った事項を記入してしまいました。訂正方法はどうすればいいですか？

A 訂正箇所には二重線を引き、余白に訂正事項を記入してください。訂正印は不要です。

Q 受検票はいつ発送されますか？

A 令和2年8月4日（火）の予定です。

Q 試験会場を知りたいのですが？

A 受検票に同封した「実地試験実施案内書」をもって試験会場をお知らせしています。試験会場の住所は、実施通知に記載しております。それまでは、会場は確定しておりません。また、毎年同じ会場とは限りません。

Q 実地試験の事前練習の講習会は紹介してもらえますか？

A 当協会は、試験実施機関であり、公平性の観点から事前の講習会の紹介は行っておりません。

Q 申込後、氏名、本籍、住所が変わりました。どうすればいいですか？

A 「受検の手引」28頁の「郵便物送付先住所・氏名・本籍・受験地・その他変更届」に必要事項を記入し、「当協会 試験部宛」に送付してください。
※10頁「6.住所変更等について」を参照してください。

Q 実地試験は11月19日（予定）に合格発表の予定とありますが、合格発表日はいつ決まりますか？

A 合格発表日が確定次第、当協会のホームページでお知らせします。

Q 実地試験はいつまで受検できるのですか？

A 学科試験合格発表日の年度を含む12年以内（令和元年度学科試験のみ合格者は西暦2030年度まで）の連続する2回受検できます。

Q 合格したら建設機械を運転できるのですか？

A 合格した種別により運転できる建設機械が決められています。詳しくは最寄りの労働局又は労働基準監督署へお問合せください。
※24頁「表2」を参照してください。

Q 特定自主検査の方法について知りたいのですが？

A 詳しくは、最寄りの公益社団法人建設荷役車両安全協会の支部等にお問合せください。

Q その他の問合せはどうすればいいですか？

A 下記宛に、電話でお問合せください。
試験部 03-3433-1575 （9:30～12:00/13:00～17:30）
なお、土・日曜日及び祝日は休業日です。
（お問合せの際は、おかけ間違いのないようお願いいたします。）

17. 参 考

(1) 建設業法による技術者制度等

建設業法においては、建設工事の適正な施工に必要な知識や経験を有する技術者を営業所や工事現場に配置することを規定しています。建設機械施工技士に関連する事項についての概略は、下表のとおりとなっています。

営業所、工事現場に配置する技術者

許可を受けて いる業種		指 定 建 設 業 （土木工事業 ほ装工事業 建築工事業 電気工事業 管工事業 造園工事業 鋼構造物工事業）			そ の 他 （左記以外の 22 業種）		
建設業の許可制度	許可の種類	特 定		一 般	特 定		一 般
	営業所に必要 な技術者の 資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者
工事現場の技術者制度	元請工事に おける下請 金 額 合 計	4,000 万円 以上 注)1	4,000 万円 未満 注)1	4,000 万円 以上は契約 できない 注)1	4,000 万円 以上	4,000 万円 未満	4,000 万円 以上は契約 できない
	工事現場に 置 く べ き 技 術 者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技 術 者 の 資 格 要 件	一級国家資格者 国土交通大臣 特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実 務 経 験 者		一級国家資格者 国土交通大臣 特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実 務 経 験 者	
	技 術 者 の 専 任	公共性のある工作物に関する建設工事で、 請負金額が 3,500 万円以上のときに必要 注)2					
	資格者証の 必 要 性	発注者が国、 地方公共団体 等のときに必要	必要ない		発注者が国、 地方公共団体 等のときに必要	必要ない	
	監理技術者 講習受講の 必 要 性						

注) 1. 建築一式工事の場合は 6,000 万円
2. 建築一式工事の場合は 7,000 万円

(2) 建設機械施工技士の処遇

この試験に合格すると合格者の称号及び処遇等に記載されている資格以外に次のような資格が得られます。（詳細につきましては、関係機関へお問い合わせください。）

- 1) 労働安全衛生法で定める特定自主検査の有資格者（事業内検査に限る）としての資格が得られます（事業者を除く）。特定自主検査者の関係は、表1のとおりです。なお、検査方法、検査に必要な工具、検査記録簿及びステッカーについては、最寄りの公益社団法人建設荷役車両安全技術協会（建荷協）の支部等にお問合せください。
- 2) 労働安全衛生法で定める各種運転技能講習の全部又は一部が免除されます。
各種運転技能講習との関係は、表2のとおりです。詳しくは、最寄りの労働局又は労働基準監督署へお問合せください。

表1 建設機械施工技士と労働安全衛生法に定める特定自主検査の有資格者との関係

事業内検査の 資格種類 建設機械 施工技士		車両系建設機械				高所 作業車	不整地 運搬車	フォーク リフト
		整地・運搬・積み込み・掘削用及び解体用	基礎工事用	締固め用	コンクリート 打設用			
1級建設機械施工技士		○	○	○	△	△	○	△
2級建設機械 施工技士	第1種	○	△	△	△	△	○	△
	第2種	○	△	△	△	△	○	△
	第3種	○	△	△	△	△	○	△
	第4種	△	△	○	△	△	○	△
	第5種	△	△	△	△	△	○	△
	第6種	△	○	△	△	△	○	△

※事業内検査の方法等については最寄りの公益社団法人建設荷役車両安全技術協会の支部等へ照会してください。

表2 建設機械施工技士における労働安全衛生法に定める各種運転技能講習等との関係

凡例【○：必要な講習・教育の全部を免除、△：必要な講習科目を一部免除・時間短縮、×：免除なし】											
技能講習等 建設機械 施工技士			技能講習								特別教育
			車両系建設機械			不整地 運搬車	高所 作業車	ショベル ローダ	クレーン 等	地山の 掘削作業 主任者	
整地・運搬・ 積込み・掘削用	基礎 工事用	解体用									
1級 建設機械 施工技士	実技試験 選択科目	第1種	○	△	△	○	△	△	×	△	
		第2種	○	△	△	△	△	△	△	△	
		第3種	△	△	△	△	△	△	×	△	
		第4種	△	△	△	△	△	△	×	△	○
		第5種	△	△	△	△	△	△	×	△	
		第6種	△	○	△	△	△	△	△	△	
2級 建設機械 施工技士	受験科目	第1種	○	△	△	○	△	△	×	△	
		第2種	○	△	△	△	△	△	△	△	
		第3種	○	△	△	△	△	△	×	△	
		第4種	△	△	△	△	△	△	×	△	○
		第5種	△	△	△	△	△	△	×	△	
		第6種	△	○	△	△	△	△	△	△	

※労働安全衛生法の運転技能講習規程および安全衛生特別教育規程からの抜粋です。法令の改正にともない適用が変わる場合がありますので、必要に応じて労働基準監督署等の厚生労働省関係機関へお問い合わせください。
なお、地山の掘削作業主任者欄は、土止め支保工作業主任者にも適用となります。また、建設機械施工技術検定の実技試験（第5種）で使用するアスファルトフィニッシャの運転は、労働安全衛生法で就業制限を受ける業務の対象外となっています。
※建設機械施工技士の資格で従事できる建設機械の詳細については最寄の労働局又は労働基準監督署に確認してください。

(3) 1級建設機械施工技術検定試験の受検資格

1級受検資格は下表のとおりです。2級合格者でなくても必要な実務経験年数があれば1級を受検できます。詳細は、1級の「受検の手引」（当協会のホームページで閲覧できます）を参照してください。

区分	学歴又は資格		必要とする実務経験年数	
			指定学科	指定学科以外
イ	学校教育法による ・大学卒業 ・専門学校卒業（「高度専門士」に限る）		卒業後3年以上 （指導監督の実務経験1年以上を含む）	卒業後4年6月以上 （指導監督の実務経験1年以上を含む）
	学校教育法による ・短期大学卒業 ・高等専門学校卒業 ・専門学校卒業（「専門士」に限る）		卒業後5年以上 （指導監督の実務経験1年以上を含む）	卒業後7年6月以上 （指導監督の実務経験1年以上を含む）
	学校教育法による ・高等学校・中等教育学校卒業 ・専門学校卒業（「高度専門士」「専門士」を除く）		卒業後10年以上 （指導監督の実務経験1年以上を含む）	卒業後11年6月以上 （指導監督の実務経験1年以上を含む）
	その他の者		卒業後15年以上（指導監督の実務経験1年以上を含む）	
	2級合格後5年以上の者		合格後5年以上（これに指導監督の実務経験1年以上を含む）	
ロ	2級合格後5年未満の者	学校教育法による ・高等学校・中等教育学校卒業 ・専門学校卒業（「高度専門士」「専門士」を除く）	卒業後、次のいずれかに該当（指導監督の実務経験1年以上を含む） ①2級の種別の一つの経験が2年以上で、他の種別の経験を通算して8年以上 ②同上の経験が1年6月以上2年未満で、他の種別の経験を通算して9年以上	卒業後、次のいずれかに該当（指導監督の実務経験1年以上を含む） ①2級の種別の一つの経験が3年以上で、他の種別の経験を通算して9年以上 ②同上の経験が2年3月以上3年未満で、他の種別の経験を通算して10年6月以上
		その他の者	卒業後、次のいずれかに該当（指導監督の実務経験1年以上を含む） ①2級の種別の一つの経験が6年以上で、他の種別の経験を通算して12年以上 ②同上の経験が4年以上6年未満で、他の種別の経験を通算して14年以上	

【指導監督の実務経験とは】

建設工事の施工にあたって、主任技術者、施工監督、現場主任などの立場で部下等を指示、指導または監督し、工事の施工管理を適確に実施した経験をいいます。

【専任の主任技術者の実務経験とは】

「公共性のある工作物に関する重要な工事」(次の①、②の両方に該当すること)に配置された主任技術者のことです。

- ① 工事1件の請負代金額(元請、下請にかかわらず)
＊3,500万円以上(平成28年5月31日までは2,500万円以上)
＊ただし、建築一式の場合は、7,000万円以上(平成28年5月31日までは5,000万円以上)
- ② 工事の種類(次のいずれかに該当するもの)
＊国・地方公共団体が発注した工作物の工事
＊鉄道・道路・ダム・河川・港湾・上下水道等の公共的工作物の工事
＊電気事業用施設・ガス事業用施設の工事
＊学校・図書館・工場・病院・百貨店・事務所ビル等の公衆または不特定多数の人が使用する施設の工事(個人住宅の建築工事以外、ほとんどが該当)

ハ	専任の主任技術者の実務経験が1年以上ある者	2級合格後3年以上の者		合格後3年以上 (これに専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む)			
		2級合格後3年未満の者	学校教育法による ・短期大学卒業 ・高等専門学校卒業 ・専門学校卒業（「専門士」に限る）		卒業後、次のいずれかに該当 (専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む) ①2級の種別の一つの経験が2年以上で、他の種別の経験を通算して6年以上 ②同上の経験が1年6月以上2年未満で、他の種別の経験を通算して7年以上		
			学校教育法による ・高等学校・中等教育学校卒業 ・専門学校卒業（「高度専門士」「専門士」を除く）		卒業後、次のいずれかに該当 (専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む) ①2級の種別の一つの経験が2年以上で、他の種別の経験を通算して6年以上 ②同上の経験が1年6月以上2年未満で、他の種別の経験を通算して7年以上	卒業後、次のいずれかに該当 (専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む) ①2級の種別の一つの経験が3年以上で、他の種別の経験を通算して7年以上 ②同上の経験が2年3月以上3年未満で、他の種別の経験を通算して8年6月以上	
			その他の者		卒業後、次のいずれかに該当 (専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む) ①2級の種別の一つの経験が6年以上で、他の種別の経験を通算して10年以上 ②同上の経験が4年以上6年未満で、他の種別の経験を通算して12年以上		
			その他の者		学校教育法による ・高等学校・中等教育学校卒業 ・専門学校卒業（「高度専門士」「専門士」を除く）	卒業後8年以上 (専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む)	卒業後9年6月以上 (専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む)
					その他の者	卒業後13年以上 (専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む)	
ニ	★	2級合格者	合格後3年以上 (これに指導監督の実務経験1年以上及び専任の監理技術者の指導を受けた実務経験2年以上を含む)				
		その他の者	学校教育法による ・高等学校・中等教育学校卒業 ・専門学校卒業（「高度専門士」「専門士」を除く）	卒業後8年以上 (指導監督の実務経験1年以上を含み、かつ5年以上の実務経験の後に専任の監理技術者の指導を受けた実務経験2年以上を含む)			

(注)・表中の「2級」は、2級建設機械施工技術検定を指す。
・表中の「★」欄は、専任の監理技術者の指導を受けた実務経験が2年以上の者とする。

- ③ 建設業法により、定められた国家資格等未取得していない者が実務経験により主任技術者になれる条件は、i～iiiのいずれかに該当する場合です。
i. 大学・短大・高等専門学校の指定学科卒業
＊許可業種の建設工事に関し、卒業後3年以上の実務経験を有すること
- ii. 高等学校の指定学科卒業
＊同じく、卒業後5年以上の実務経験を有すること
- iii. 上記以外の場合
＊同じく、10年以上の実務経験を有すること

身体の不自由がある者の受検について

身体の不自由がある者については、受検申込時に当協会までご連絡ください。必要に応じて次の準備をいたします。

- ①車椅子による受検が可能となる配慮(ただし、実技試験を除く。)
- ②試験会場までの自家用車の利用に係る配慮
- ③補聴器、拡大鏡等の使用の許可
- ④注意事項についての文字による説明
- ⑤付添者による介助の許可(ただし、学科試験における付添者の入室は原則として認めません。)
- ⑤その他対応可能な身体の不自由への配慮

なお、上記に係る配慮のための申出書の提出と、事故防止等の観点から受検についての医師の許可書等を求める場合があります。

ご 注 意

申請書類に虚偽記載がある場合は、受検ができません。また、合格が取り消されます。

不正受検(申請書・証明書の虚偽記載等)が明らかとなった場合には、受検の停止や合格の取消しが行われますので、次の点にご注意のうえ、受検申請を行ってください。

○受検申請書の「実務経験内容」及び「実務経験年数」等については、受検者自身が記入・確認のうえ、お送りください。

○実務経験証明書の証明者は、実務経験証明書の内容等を正確に確認のうえ、証明を行ってください。

※なお、申請内容については、改めて確認させていただくことがあります。

令和2年 月 日

令和2年度 2級建設機械施工技術検定試験（実地試験2回目）

郵便物送付先住所・氏名・本籍・受験地・その他変更届

申込時の実地希望受験地

注) 上記で該当する変更項目を、○印で囲んでください。

受検申込時の氏名

受検番号

--	--	--	--	--	--

フリガナ		
漢字	(氏)	(名)

生年月日

昭和 平成	年	月	日
----------	---	---	---

※受検番号は受検票（令和2年8月4日発送予定）に記載しています。わからない場合は記入しなくても構いません。

変更内容（変更を届け出る項目のみ記入してください。）

①郵便物送付先住所の変更

※受検申込時に記入した「郵便物送付先」を変更する場合に、新しい送付先住所を記入してください。

※「郵便物送付先」にしていない現住所の変更については、届出は不要です。

※郵便物送付先を勤務先にする場合は、会社名も記入してください。

フリガナ	
住所	(〒 —) TEL. — —

②氏名変更（※氏名変更の場合は、戸籍抄本を添付し、必ず簡易書留郵便で送付してください。）

旧氏名

新氏名

フリガナ		
漢字	(氏)	(名)

→

フリガナ		
漢字	(氏)	(名)

③本籍変更（※本籍変更の場合は、戸籍抄本を添付し、必ず簡易書留郵便で送付してください。）

旧本籍

新本籍

→

※同一都道府県内での変更は必要ありません。

④希望受験地変更

※希望受験地変更の届出には、以下の書類の添付が必要です。

- ・受検票のコピー（受検票が到着していない場合は不要です）
- ・変更理由の証明になるもの（転勤辞令等の写し、転居先の住民票等）

※転勤・転居等に伴い、「郵便物送付先」も変更する場合は、上記①も記入してください。

旧希望受験地

新希望受験地

理 由

→

〔

〕

⑤その他

〔

〕

注 意

- ・本届をFAXで送信する場合のFAX番号：03-3433-0401 一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部
- ・FAX送信した場合は、必ず下記に電話し、FAXが正常に送信されたかどうか確認してください。
TEL:03-3433-1575 一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部

注) このページをコピーして使用してください。

お知らせ

令和元年 6 月に建設業法が改正されました。これに伴い令和 3 年度から建設機械施工技術検定試験は大きく変わります。

詳細については、令和 3 年度建設機械施工技術検定の受検の手引の販売がはじまる令和 3 年 2 月までに協会ホームページでお知らせいたします。なお、現時点までに決定している事項については、下記の協会ホームページに掲載しておりますのでご確認をお願いいたします。

(一般社団法人日本建設機械施工協会ホームページ URL)

<https://jcmanet-shiken.jp/>

問合せ先：一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部

TEL 03-3433-1575（平日 9:30 ～ 12:00、13:00 ～ 17:30）